

広報



# ごじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 秘書課 電話(018876)代 2100番  
印刷所 湖東印刷所 電話(018876) 2430番 一部 5円  
郵便番号 018-17 毎月1日・15日発行

## 人口と世帯

世帯数	3,959	世帯	
人口	17,284	人	
内訳	{ 男	8,348	人
	{ 女	8,936	人

住民登録簿 (51年9月末日現在)

転入・転出の場合はかならず窓口へ届出ください。



去る10月2日老人があしたの夢を育てる会(会長本間義藏)が建設をすすめていた、川端会館の竣工式がおこなわれた。

### 夢の一端を実現した

本間会長の言葉を借りると「自分たちは自分のことばかり考えないで、今後も出来ることから社会のためにどんどん仕事を進めていきたい。我々の夢の一端を実現したことで、自信と嬉しさで一杯である。この会館に蔭に陽に応援してくれた加賀谷町長をはじめ、ひまをみては手伝ってくれた同輩のみみなさんに心から感謝したい。」と結んだ。

### 言うに易し行うは難し

また加賀谷町長は祝辞の中で「今日おいでになっているクラブ員の顔が、誇りと喜びに満ちており、日本晴れの今日の天気と同じで、晴れ晴れと輝いている。昔から「言うは易く行うは難し」という言葉がある。このたびの会館の建設は皆さんが本当に自分たちのものとして行動し、見事に実現してみせた。これは町内各層に非常に大きな影響を与えるものと思う。少し以

## 祝川端会館竣工

～夢がふくらむ利用計画～

前に皆さんの仲間から、秋田市へ通ずる道路を早期実現すべきだ。また磯ノ目開発についても、町発展のため是非早く着手すべきだと、それぞれ貴重なご意見をいただいている。私はこの後も皆さんのご意見を心にきざんで町づくりに励みたい。」

### 善意の結集

この川端会館は、故加賀谷タエさんの空家が、折り良く集会所の建設を数年来から計画していた町部老人クラブ員の目にとまり、人々の善意が寄せ集まって完成の運びとなった。

### 夢がふくらむ利用計画

利用計画の中で、外国の童話集を中心に図書を集め、誰にも親しめる図書館の役割を果たしていきたい。そして川端を散策する人々が気軽に立ち寄り、肩のこらないおしゃべりが出来るサロンドームとしての機能を満たしたいなど、夢をふくらませる計画で一杯であった。自分たちの技術と努力を提供し合いながら自分たちの集会所を完成した自信は、今後いろいろな活動の面にも波及することであろう。

会所の建設を夢みていたのが、人々の善意によりやがて実現されたわけである。この川端会館の建設もひよんなきっかけて出来たある日役場の民生部長のところに「四波園の清掃の相談にあがった時、加賀谷タエさんの空家の処置を耳にしたのである。私はその時これだっと思った。五月に始まった解体作業から完成まで、四カ月有余の期間役場の職員はじめ、附近住民は実によく応援してくれた。そして昔の同級生連は物心両面にわたって支えとなってくれた。人々の心の結びつきがこんなにも強く、無から有を生み出してくれるエネルギーになるものかと、今更ながかおどろき感謝している。

私はこの三月仕事から足を洗った。居るの身となつたが、タイミング良く自分の力で社会に奉仕することができ、念願の会館を建てることもできた。日頃老人クラブのあり方について一つの疑問を持っていた一人として、何か少少づつ心のわだかまりが氷解していくような心境である。それは老人クラブの活動と言え、役場から助成をしてもらい、助成する側も当然とする受けとめ方をしている状態である。方法としては否定しないが、老人としての生きがいのある生き方は、自ら発見する必要があると思っている。道端のごみ拾いや寝たきりの人は尊い体験談でも人々の生き方を示唆を与えよう。とにかか身近に出来ることから社会奉仕が出来ればと思つて、それがなごやかな町づくりに役立てばこの上ない幸せと考えるこの頃である。



会館の夢を実現した  
心結びつき  
古川町 佐藤久之助

十月二日 願の集会所が  
その名も川端  
会館と命名さ  
れて喜びの竣  
工式を挙げた  
思えば六年  
前から老人集

# 計画など可決

## 選管委員島崎、松橋両氏新任

九月五日町議定例会は、去る九月十六日から二十一日までの予定で審議を行っていたが、上程された議案十五件中第五十二号議案財産の取得関し議決を求めることについて、二十日特別委員会が構成され二十五日まで審議した結果、議案の取り扱いや提案方法に疑義があるとして、廃案となっている。

またこのたびの補正予算は、六千三百九十三千円となっており、既定予算と合すると二十億六千三百八十一千円となり、昨年同期と比較して八・七％の減額となっている。

なお人事案件は、議員提出のものも含め三件あり、教育委員は松橋長悦、菊地義之助、小玉嘉一郎の各氏が再任され、選挙管理委員ならびに補充員など別記のとおり議決を得ている。

町長の行政説明ならびに一般質問、議決された議案の概要は次のとおりである。

### 町長の行政説明

#### 稲の作況について

豊作が期待されている稲作りのスタートであったが、七月から異常気象に覆われ秋田地方としては六、十三年ぶりの冷たい夏となり、近年にない不作の様相を呈している。町ではこの異常事態に対処する

ため、八月三十一日農協、農委、農共などのご協力を得、五城目町冷害対策本部を役場内に設置し冷害の被害を最少限にとどめるための技術対策を積極に進めることとなり、あらゆる相談に応ずる体制を整え、不作を乗り切る努力をしている。

#### 昨年実収比七〇％

九月当対策本部の冷害状況調査によると、太町平均で平年作の七七％、昨年実収の七〇％の作柄で特に山間部の甚しし所では収穫が全く望めない圃場もあると報告を受けている。

なお、九月五日に、小畑典知事、農業試験場長、農政部長、秋田農林事務所長等が本町の作況を視察している。

#### 広域し尿処理場今年度見送る

広域し尿処理建設候補地であった大川地区に対し、この事業に対する理解と協力を求めるため数回となく部落理事会、代議員会を経て、各区毎の説明会を開くなど努力を重ねてきたが、年度内の着工は極めて難しい状況であると判断されるにいたつたので、関係

各町と協議の上、根本から計画の見直しが必要とされ、改めて五十二年度実施を申し合せている。

#### 産業祭を町主催

町村合併以来昭和四十年まで町主催で継続されていた産業祭が諸般の事情から農業祭と商工祭をそれぞれ立場で主催され実施されてきたが、この一本化について農協と商工会からの要請があり、いろいろ協議、検討した結果、今年からまた町主催で産業祭を開催することになった。

#### 町民ひとしく 参加出来る産業祭

今後、実施計画を審議決定する機関や事務局を設け「単なる農作物の品評会や物産の即売会」でなく真に農林、商工の調和のとれたものとし、町民ひとしくこの産業祭に参加してこのことを自覚出来るような行事とした。

なお開催時期は、今年の稲作事情を勘案し、十一月十三日(土)から十五日(月)までの三日間にする。

#### ◆ 一般質問の中から

町長：伐見内が平年の六二％、恋地、合地、小倉などが六四％と冷害は山間部に従って悪くなっている。

今後、天候による増収は期待出来ないの、町としては、天災融資法の適用を受ける、農業共済金の早期支払いを要請する等町独自の救済事業などとして対策本部と具体的な案を協議検討しながら、出来得る限りの措

置をしていきたい。

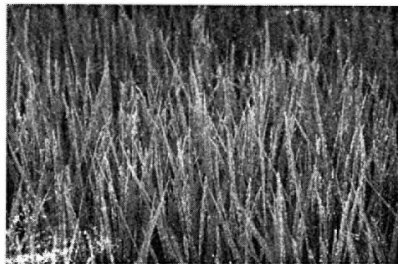
冷害対策本部の調査経過

#### 佐々木産業建設部長

五万俵八億円相当の減収が予想される

各地域毎に調査し、資料を作成している。

五万俵相当の減収を見込んだ算定をしているが、今年の米価を仮に平均一万六千円にしても、八億円相当の減収が予想される



稈の稔らない稲

#### 考えられる対策

町長からの指示で、教農土木の具体案を目下検討中である。

これは先程町長の申し述べられたとおりであるが、対象は五城目町全体を一本化するものではなく、合併以前の旧町村単位に算定される。

対象の減収率が三〇％以上は一般地域、五〇％以上は特別地域

として指定される。

秋田県でもこれに取り組み姿勢を持っているので、よく連絡を密にしながら、天災融資法のせめ救助対策をとっていきたい

稲被害農家に対する共済金の支払いが例年実情に要請していく制度資金の返済期間を延長してもらう方法も検討し、農協を窓口としてこの実現を期し要請していく。

#### 反省してみたい点

山間部程冷害が大きい原因はなぜだろうか。

従来から山間部は早生種が六割から八割を占めていたが、増収あるいは銘柄米奨励金などの条件に魅せられて、晩生種のトヨニシキ、キヨニシキが植付けられ、馬場目地区の山間部をみると、トヨ六割キヨ三割といった具合で、立地条件を無視した結果大きく影響したと思われる面もある。

加えて山間部はかけ流しが多く、それによる冷害も多い。

八月二十五日現在の調査結果

秋田	出穂なし	青立ち
男鹿	一〇二ha	三六ha
昭和	一〇三ha	二二ha
五城目	三九七ha	八八ha

内五城目分(一四〇ha)(五〇ha)各普及所管内の中でも本町が非常に被害が大きいことがわかる。

今後は、普及所あるいは県の関係機関とよく協議し圃場整備、暗渠排水をすすめながらこの事態に対処していきたい。

質：現五城目高校の跡地利用について

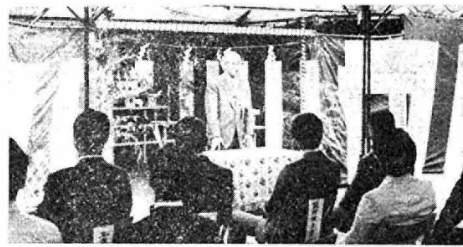
町長：高校の跡地に関しては、何れ何らかの方法により県側で必ず示整してくる見通しを持っている。補償に関して今その問題は出ておらないが、正直者が馬鹿を見ないよう、町の財政の許す限りにおいて、あの学校が仕上るまでに目所をつける事を忘れてはならないと考えている。

質：学校給食の米飯化を本町も早期実現せよ

#### 大川小の施設は 米飯給食を前提に

町長：全く同感である。新築される大川小の場合はこれを前提として施設を作る。行政として取り上げるには順序があり、教育委員会の意見を尊重しながらやっていきたい。

なお、米飯給食は時代の要請



米飯給食も配慮し大川小起工式

9月町議会定例会終る

# 合地辺地総合整備

～教育委員松橋氏等再任

と本町内にある他町村のスキー場の問題、野田地内の農道整備の問題、それに川崎地内に石崎部落の耕地があるなど、多くの問題をかかえているので、期成同盟の措置を継続の方で検討し、両町共通の機関に図り協議しながら処理をしていきたい。

町長：昭和五十一年度前中期における町財政の現況と後半期の見通しについて

町長：見方はいろいろあるわけだが、われわれに課せられているものは、町民から要請されている問題をどのように処理していくかにあると思つている。

町長：五城目町の何らかの特性が誘致場の導入を損んでいる点もあるかと思うが、お互いに理解を示し合い改めたい。

町長：これは他の手作り産業も同じで、かじ屋さんの後継者育成も今ご指摘があったように、非常に困つておるようである。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。更にその盛土あるいは、植樹などに設計の一部を変更して、今後も農業委員会の応援を得て関係者間で話し合い解決していきたい。県の工事と言えども住民サイドに立って、県当局と話し合いをしていきたい。

町長：五城目町の何らかの特性が誘致場の導入を損んでいる点もあるかと思うが、お互いに理解を示し合い改めたい。

町長：これは他の手作り産業も同じで、かじ屋さんの後継者育成も今ご指摘があったように、非常に困つておるようである。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。

町長：八月末関係者から苦情が申し込まれたので、工事を中止して当事者と話し合った。更に九月六日には農業委員会においてこの問題が出されたので、現地調査をした上で田地所有者と話し合い合意を得て盛土工事を進めている。



コミュニティセンター体育館竣工式風景

議案第四十七号

五城目町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定

紀久柴町内にある、消防第二分団ポンプ置場と併設されていた町営住宅を、建物の老朽化と消防ポンプの管理上から、住宅を廃止して、ポンプ置場として管理するための条例一部改正。

議案第四十八号

五城目町営住宅使用条例の一部を改正する条例制定

前号議案の住宅使用料の規定を削除するための条例の一部改正

議案第四十九号

合地辺地総合整備計画

議案第五十号

字の区域変更

馬場日中村地区、第一、第二区土地改良事業の結果にともない字の区域の変更をするもの。五城目町馬場日字短森外七字の百六十三筆、約三十九・五ヘクタールを馬場日字中村家の前に変更。

議案第五十一号

字の区域変更

内川黒土地区土地改良事業の結果、字の区域を変更するもの。変更する区域は、五城目町内川黒土字滝ノ沢から五城目町内川黒土字沼ノ上へ、四筆、一、三五九疇を、字上川原へ七筆一、二〇四疇を変更

議案第五十三号

昭和五十年度五城目町水道事業会計決算認定

その概要  
収益的収入 五千三百三十九千九百六十四円  
収益的支出 四千九百一十七千九百九十四円  
当年度純利益 四百二十二万六千五百五十五円  
資本的収入 五千五百万円  
資本的支出 六千二百八十八万八千五百六十二円  
差引不足額 七百八十五万八千八百五十二円

この不足額は、昭和五十年度利益勘定留保資金から六千三百三十八万八千八百一十一円、液位積立金から 五三万円、繰越利益剰余金処分額から 九八万九千二百五十四円の内容で補てんしている。

また剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金が、六八八万五千六八八円四角なので、これを、減債積立金に、二二万五千元、自己資本繰入れ九八万二五四円、翌年度繰越利益剰余金、五百六十五万二千六四〇円の内容で処分の予定である。

前年度黒字会計に引続き、五十年度黒字会計で、七・九%の利益率を示している。  
議案第五十四号

議案第五十四号

昭和五十一年度五城目町一般会計補正予算

今回の補正予算は国庫補助確定に伴う公共事業と、町単独事業について、緊急を要するものをそれぞれ補正している。

主なる予算および補正内容

職ノ目区画整理事業

過般の臨時会において、区画街路築造工事契約の議決を得ているが、更に、用排水路併用ヨクリトリ側溝工事、延長七五四m、上水道布設工事、延長五千九百m、区画街路築造工事、三六〇mを実施するため二千六百万円を目内補正。

また本事業を進めるに当たり、関係者から強い減歩緩和の要望が出されているので、いろいろ検討の結果、関係者の要望にいくらかでも応えるため、地区内の開発公社所有地五、三五九疇を先行取得するために、九百七十六万四千円を債務負担行為として計上。

都市計画事業ノ雀籠橋歩道舗装

延長 一八〇m  
面積 三三八、三三㎡  
補正額 千三百万円(目内)

雀籠運動公園事業

開発公社所有地八千八百㎡の一部を買収する。  
面積 三、六一一、七四㎡  
当初 千五百万円を計上済  
補正 千三百七十三千円

老人憩いの家建築助成

町部老人クラブ員有志による授産所兼老人憩いの家の建設に対して、社会福祉協議会を通じて建設費の一部を助成するため十万円を補正。

ごみ焼却場の用地買収費

ごみ焼却場の「残さ」の捨場がせまくなったので、用地を買収してこれにあてる。

面積 五七八㎡

補正 五二六千円

国道七号線案内標識灯補修工事

国道七号線沿にある五城目町の案内標識灯の塗装、内部の電球補修。一八八万円。

農業振興費

産業祭費用 五五万円  
米消費拡大推進連絡協議会員負担金 二一万円

林業

中核林業振興地域育成特別対策事業費の中の、基礎調査、推進協議会及び整備計画策定等に要する経費百三万九千九百円  
林構事業費については、六月補正の歳入に計上した事業費に対する、町の嵩上分追加、六百七十九万円。

林道の建設費については、広域林道舗装事業費及び町山林道開設事業費の決定にともない、百五十四万円を減額。  
補助対象事業の事務費 五〇七千円を追加補正。

交通網の整備

雀籠運動公園線外五路線の舗装工事費千四百六十五千円。  
橋梁維持費ノ坊村橋補修費を含めて、二百五十九千円。

五十一年度土木災害復旧工事費

黒土、小倉線外一カ所分 四百九十九万九千円

教育関係

五城目第一中学校バスケット体操選手の東北大会及び全国大会出場補助金百三万二千円。て(次のとおり財産を取得するた

大川地区関係スクールバス運行補助金 百万円

社会教育青少年ふるさと広場ふるさと運動費用 六十万円  
広域体育館折たたみ式ステイジ購入費 三百七十二万円  
五高用地購入費 四百六十九千円

以上一般会計補正予算額 六千三百九四三千元となるが、既定予算と合せると二十億六千三百八十一万一千円となる。

議案第五十六号

教育委員の任命につき同意を求めることについて  
教育委員五名のうち三名が九月三十日をもって任期満了するので、後任者の任命に次の三名の同意を求めた。  
松橋長悦、菊田表之助、小玉嘉一郎の各氏が再度任命の同意を得た。

議案第五十七号

監査委員の選任につき同意を求めることについて  
十月五日で満期を迎える委員の後任者の同意を求めらるるもので新谷国太郎氏が長い経験と知識

を有する最適任者として議場一致の同意を得た。

議員提出議案第八号  
選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について  
九月二十七日任期満了する、五城目町選挙管理委員会委員及び補充員を選挙する議案であるが、次の方々が議場の賛成を得て選出された。

選挙管理委員(敬称省略)  
島崎 勇(大川)  
石井 徳(馬場目)  
松橋徳之助(内川)  
今村 方三(五城目)  
同補充員 山田 俊三(五城目)  
猿田 俊謙(馬場目)  
一関 静雄(面湯)  
千葉 茂(富津内)

一般会計補正予算の財源

地方交付税 四千五百四十万円  
交通安全対策特別交付金 十二万二千円  
使用料及手数料 七十九万円  
国庫支出金 五百二十五万円  
県支出金 二百八十八万六千円  
財産収入 九十六万三千円  
借 債 九百五十万円

財産取得に関する 調査特別委員会経過概略

め、地方自治法第九十六条第一項第七号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により議会の議決を求めらるる。

特別委員会設置

九月十六日他議案とともに上程された、議案第五十二号財産取得に関する議決を求めらるる。九月十六日他議案とともに上程された、議案第五十二号財産取得に関する議決を求めらるる。九月十六日他議案とともに上程された、議案第五十二号財産取得に関する議決を求めらるる。



- ②買収の方法 売買契約
- ③買収面積 五、三五九畝
- ④買収予定価格 九百七十六万三千六〇七円
- ⑤買収の相手方
  - 南秋田郡五城目町高崎字館館下 川原六四ノ四
  - 財団法人 五城目町開発公社
  - 常務理事 伊藤 卓 治

以上のよう内容で審議方落つたところ、議案の特殊性からして特別委員会を構成することになった。委員会は十人の委員によって構成され、九月二十一日、二十四日の二日間、わたり付託された内容について審議したり、議案の異付けとなる取り扱い方と、提出方法が違反であるため、取得する契約が無効行為であるとして否決されている。以下財産取得について調査特別委員会の内容をスペースの關係上、抜粋した記録でお知らせしたい。

・財産取得に関する調査特別委員会委員(敬称略)

委員長 荒川豊治、猿田俊雄、佐々木輝雄、島山勲五郎、分銅良一、沢田石龜雄、小林俊太郎、小熊金之助、松橋喜広、伊藤万治郎

・九月二十一日

荒川委員長：このたび本会議に上程された、議案第五十二号について、議案の特殊性からして特別委員会を作つて審査することに、地方自治法第百条により審査してきたいので、ご協力を願いたい。

議案第五十二号の案の趣旨について説明を求め、

明と全く同じで、区画整理地区内の土地であり、相手方は開発公社である。面積は、五千三百九七で、買収予定価格は九百七十六万三千六〇七円となっている。減少に役立てるための用地買収

買収する目的は、区画整理事業にともなう減少のためである。当初の計画では、減少率二二・〇二%であったために、減少を緩和するよう陳情があつた。そこで議会や区画整理審議委員会の方々と協議した結果、向川原の三筆五、三五九畝を開発公社から先行取得してもらい、発給を町が購入して減少の緩和に役立てようとしたものである。

佐々木(輝)委員：今回の議案は常務理事となっている。寄附行為の十四条に、常務理事は町長となっているが、理事長は町長との同意を得て選任される事になっている。あなたを常務理事と認めないのに議案に提示されてるが、何時の理事会で常務理事になったのか。

伊藤助役：私が常務理事に選任された経緯については、理事長が事故ある場合代理者が必要であるとして、理事会で選任された経緯がある。役員は任期は二年で六月十二日までの任期であったが、後任者が決定するまでは前任者がその任にあるものと解釈して、今回常務理事として議案に出している。

売買計画はないようだが

分銅委員：公社の五十一年度事業計画の中に、この土地を五城目町に売るとの計画はないようだが

その説明を求めたい。

伊藤助役：五十一年度当初計画に入つておられない。

分銅委員：普通は理事会の同意を得て行なうべきと思うが、事前協議になるためか。

伊藤助役：事前協議になる恐れがある。

分銅委員：理事会に議案として出していただければこのようになる。加賀谷力司の土地か公社の土地か。

伊藤助役：加賀谷力司個人のものである。

分銅委員：この土地を減少の対象にしないで交換が許されるか。

伊藤助役：売買、交換はできる。事業中なので姿が変わっている關係上従前の地番、地積で売買しなければならぬし、売買、交換には減少はかゝらない。

猿田委員：関連、減少の緩和を目地的にしていただが、この土地の何割を当てたか。

佐藤企画部長：二、二四七・三畝を減少緩和に充てた。

〇・八一%の減少緩和

佐藤企画部長：当初平均減少率二二・〇二%であったが、これにより二・二二%となった。従つて〇・八一%の減少緩和となり、残った土地は三、一一一・七畝となっている。

所有者なみに減少したのか

猿田委員：全体に対して二、二四七畝減少にまわし、残り三、一一一・七畝を他所有者なみに減少していただくか。

四二%の減少となっている

佐藤企画部長：五、三五九畝から減少緩和に二、二四七畝を充てたので四二%減少になっている。従つて全体の減少緩和は〇・八一%で、平均減少が二・二二%となったわけである。

先行取得は公共用地取得だ

小林委員：さかのぼつた言い方をすれば、寄附行為で公共用地取得とある公社が先行取得することとは公共用地を取得する訳だ。

伊藤助役：私どもは、公社の財産は公有財産でないしと解釈している。例えば、道路を造る場合職員が土地を買えないことにならなければならぬし、売買、交換は公地と解釈している。

二日目

九月二十四日(参考人との質疑応答を主としたもの)

荒川委員長：審査の方法を取りはからう。

佐々木委員：地方自治法第百条により証人、参考人を呼んで調査したらどうか。

証人喚問は慎重に

荒川委員長：百条の規定によつて証人参考人を呼ぶ場合は、それぞれの手続も必要で、旅費等予算措置の關係もあるので、慎重を期したい。ほかの面で検討したらどうか。

小林委員：証人を呼べない訳ではないが、一言一句に責任も出ることになるので、参考人として呼んだらどうか。

分銅委員：加賀谷さんが猿田儀一郎氏から買った土地と、加賀谷さんと公社が交換する旧河川工場地と畑地を何年に買ったか。

加藤孝次郎(参考人)：はつきりした日はわからないが、四十七年春から交渉に入り、河川は四十七年十一月から十二月頃水田の場所を買つたと思う。

分銅委員：理事長の指示で買ったのかそれとも公社独自の考えで買ったのか。

水深五mの河川を高度利用するため私の判断で上申

加藤：国有地と思つていたが、河川改修の時点で調査したら私有地であることがわかつた。この土地は水深五m位もあるので個人で処理することは困難であること、ゴミの山になること、パイプス、区画整理もメドがない時期であつたが、所有者と相談して字切図の面積で購入した。これは土地の高度利用の面から私の判断で上申した。

小熊委員：公社で土地を取得する場合の基準をお知らせ願いたい。

加藤：ケースバイケースである。基本的に附近の売買実例を参考材料としているが、必要性、売る人の考えもあるので固定資産税、不動産の修正率等を勘案して行つてはいるが、主として売買実例で行つてはいる。

等価交換に差がありすぎる

分銅委員：四十七年に猿田儀一郎から加賀谷さんが買った価格は四百四十万円であり、交換した土地は九百七十万円で、利子その他を見て百万円位としても、八百万円位でないか。等価交換と言ひが差はあまり過ぎると思ふし加賀谷さんにやる土地は少くしてもいいと思う。

五高用地買取価格を基準に

加藤：区画整理事業で全般的に減少を緩和しなければならぬと売る人を探したが、金で買うことはできなかつたので、代替地というところで公社に白羽の矢が立つたと思う。

価格については五高用地買取価格を基準にしたと思う

松橋委員：前に理事会が流れたと言ふことは、どういうことか。

加藤：町長が公社の土地と交換したら町民から批判を受けるおそれがあると言ふことによるのであつた。

小熊委員：加藤さんは否決されたか。

加藤：問題については、今少し考へてというところであつたら継続審議でしょうか。

減少のために町長へ

お願ひした土地

荒川委員長：説明には減少のため、町長へお願いした土地だといふことであつたが、町民の誤解と言ふこともあるので、協議会等を開きご理解を得て理事会に図つたらどうか。

(八頁へ続く)

# 町税完納強調月間

(2)

◎過去五カ年間の町税収入状況

過去五カ年間の町税の収入状況は次の図のとおりで毎年相当の伸びを示し、特に昭和四八年度は四二〇という伸びを示していたものが、昭和五〇年度は伸びが見られませんが、これは経済の不況により木材産業を主体とする本町の法人町民税(国税として納める法人税を对象として課税)が激減したことによるものです。

## 町税収入状況

年度	収入 千円	前年対比
46	134,845	117%
47	143,569	106
48	204,549	142
49	248,994	122
50	249,221	101

町税の税率は法律に定める範囲内で町の条例で定められています。税率には標準税率と制限税率(それ以上超えてはならないもの)の二つがあります。例えは固定資産税は標準税率が百分の一・四だが、制限は百分の二・一とあります。また、本町の場合すべて標準税率を採用しているものと、町民税の納期などは次のとおりです。

## ◎町税の税率

納税者の納税の便宜を考慮して一時に多額の税負担を強いることをせず、円滑な徴収を確保するために、町民税の納期などは次のとおりです。

## ◎町税の納期

税目	4	5	6	7	8	9	10	11	12
軽自動車税	全期								
固定資産税(都市計画税)	1期			2期		3期		4期	
町県民税			1期		2期		3期		4期
国保税			1期		2期		3期		4期

## 前納報奨金

納期の到来した税金を納付する場合、まだ納期の到来しない税金を前納したときは、税額の100分の1に納期前の月数(1ヶ月未満の端数は15日以上1ヶ月とし、15日未満は切捨)を乗じて得た額の報奨金を交付します。

の内納税組合を通じて納付されたものは一九二、一一一円で全体の五五・三三%にあたります。又連続納期内完納組合は高千は三三組合が二〇年を超え、町村はか八三組合が一〇年を超えています。

## 納税組合の納付状況

年度	納付額 千円	前年対比	納付率
46	102,670	103%	99.72%
47	113,398	110	99.65
48	119,302	105	99.72
49	164,058	138	99.84
50	192,121	117	99.97

## ◎納税組合の町税納付状況

過去五カ年間の納税組合の納付状況は次の表のとおりとなっております。(一般町税、国保税の合計)納税組合の加入世帯は三、二六八世帯で全町の八二、二九%で昭和五〇年度における国保税を含む町税収入額三四七、二五四千円

## 昭和51年度町税の税率

課税方式	本文方式	所得区分	税率
個人均等割額	700円	30万円以下の金額	100分の2
同 軽減額	無	30万円を超える金額	3
均等割額	法312条1項1号の法人 24,000円	50万円	4
同条同項2号の法人 12,000円		80万円	5
同条同項3号の法人 7,200円		110万円	6
法人税割額	100分の12.1	150万円	7
固定資産税	100分の1.4	250万円	8
町たばこ消費税	100分の18.1	400万円	9
電気税及びガス税	電気税 100分の5 ガス税 100分の3	600万円	10
鉱産税	100分の1	1,000万円	11
特別土地税	取得に係るもの 100分の3.0	2,000万円	12
特保	保有 100分の1.4	3,000万円	13
入湯税	100円	5,000万円	14
都市計画税	100分の0.19	退職所得に係る分離課税	上記と同様
区分	税率	区分	税率
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 650円 90cc以下 1,000円 125cc以下 1,300円 小型特殊自動車 農耕用 1,300円 特殊作業用 3,900円 二輪小型自動車 250cc以上 3,300円 軽自動車 二輪車 2,000円 四輪乗用 5,900円 四輪貨物 3,300円	所得割額 100分の4.4 資産割額 100分の3.0 被保険者均等割額 4,700円 世帯別平等割額 8,200円 賦課限度額 150,000円 低所得世帯に 6割 均等割額 2,700円 4割 平等割額 4,200円 均等割額 1,800円 平等割額 2,800円	

## 事務費助成金

区分	納付率 100%		95%	
	納期内	納期外	納期内	納期外
全戸加入組合	3%	2%	2.5%	1.5%
任意加入組合	2	1	1.5	0.5

組合員1人当 60円

## 連続完納報償金

区分	全戸加入組合	任意加入組合
4カ年以下連続完納	1戸当 150円	1戸当
5カ年以上	200円	75円
10カ年以上	250円	100円
20カ年以上	300円	150円



# 《第一回産業祭》

## 町の産業一年間の集積を展示公開

### 十一月十三日(土)十五日(日)

本町では、今年から町内の産業活動について、一年間の成果を集積した産業祭を開催することになった。全町民にこれを展示公開することにより、町発展の息吹きを肌で感じとってもらい、これからの町の姿を考えようという機会としたい。そのために農林、商工の各産業と文化、生活面をも含めて町民総参加の産業祭にすべくユニークな企画をたて、展示または参観される方は参考にしてほしい。

- ◆産業祭開催要領
- 1 名称 第一回五城目町産業祭
- 2 主催 五城目町
- 3 共催 五城目町農協同組合 五城目町商工会
- 4 協賛 五城目町森林組合、五城目町農業共済組合、五城目町観光協会、五城目町農業委員会、五城目町教育委員会
- 5 日程
  - 十一月十二日(金) 会場準備 出品物展示
  - 十一月十三日(土) 午前 審査選賞者発表
  - 十一月十四日(日) 午後 町民慰安演芸会
  - 十一月十五日(火) 各会場整理

6 会場  
第一会場 五城目町農協会館

農業者の普及生活工夫展、各種相談コーナー、演芸場講演会

第二会場 旧市民市場  
商工物産即売

第三会場 旧公民館  
商工部展、観光展、老人福祉展、商工相談コーナー

第四会場 五城目幼稚園  
児童生徒作品展、町政展、生花展、盆栽展、菊花展

7 内容  
▽物産展示  
・農産物の部  
①農産物 ②農林産加工

## 第三回 老人交流会

富津内コミュニティセンターで  
去る九月二十六日(日)午前十時から富津内地区コミュニティセンターで第三回老人交流大会が行われた。

秋晴れのさわやかな手伝つて下山内、上山内、富田、八田、台御蔵下、黒土、小倉から集まった六十才以上の高令者一三名が料理を片手にいそいそと会場に話めかけた。

始まる前に血圧、体重、身長など測り、日ごとの健康にどのくらい満足感にたっていたか、いながらさういふうらやまを盛り上げた、のどを熱心に見つめていた。

当日講演した工藤 興誠講師は「新しい老春の生きが」と題して語り、百才と云えた人は全国で六六六人もいる最高令者は百十三才、六〇才にたったらと云つて余り老人意識をもつ必要がない。

友と語り孫と語り家族と語り仕事をさげるのが本当の生きがである。

会場に集まった人たちはこのあと料理に舌つつまみながら、いそいそと声をはり上げ、のどを熱心に見つめていた。

・商工の部  
①木材関係 ②家具、建具、簡、燈等

・生活工夫展 ①料理 ②手芸

▽図表展示  
①町政展 ②農林産展 ③商工展 ④観光展 ⑤児童生徒作品展

▽協賛展示  
①生花展 ②盆栽展 ③植木展 ④菊花展

8 行事 講演会  
町民慰安演芸会

各種コーナー(健康相談コーナー、各種年金コーナー等)

9 授賞  
①物産展示の各部門に優秀賞、優良賞、努力賞を定め主催賞を授与する。  
②各種コンクール表彰(優良農業者賞、堆肥コンクール、畜産、米作り共進会等)

若妻会、婦人会有志による歌や踊りにやんやのかっさいを浴びせていた。

この町で六十才以上の高令者は二六三六人町であり人口の十五%に達する。日本人の平均寿命もいまだ男七十七才、女七十六才、九五才、人よんでこれを高令化社会の到来と言っている。

高令者社会の内容は乳幼児の死亡率の減少と相まって平均寿命は延びた。しかし現在のよう産業社会になれば、発想が産業労働力の需要と供給からのみとらえるという一面性がある。

「働かざる者の食うべからず」の旧来的な認識では真に高令化問題を解決できない。

生きる人間のよろこびを大事に育て、老いも若きも笑ってすごせるようにしたいものである。



盛会だった老人交流会風景

## 花だんコンクール

特別優秀賞 老人ホーム森山荘

今年度の花だんコンクールの審査を、去る九月十三日、十四日の二日間わたって、四十八グループを対象におこなった。その結果、栽培管理、花種の選択などに特に優れた老人ホームが、特別賞をかくとくした。

コンクールの成績ならびに講師は次のとおりである。

- 特別優秀賞 老人ホーム森山荘
- 優秀賞
  - 五城目第一中学校(職場)
  - 大川老人クラブ
  - 黒土老人クラブ
  - 五城目幼稚園 (職場)
  - 石崎老人クラブ
  - 館越子ども育成会
- 努力賞
  - 内川小学校 (職場)
  - 東京養護
  - 五城目役場
  - 四ツ屋老人クラブ 一般
  - 浅見内連合子ども会
  - 下山内寿会

この花だん作りは、設計、花種の選択、管理等その知識を必要とするのも多いので、グループの中で積極的を推進する人を数名きめておくこと、と思う。

旧町内のように花だん作りの場所のない所では鉢植花だんを奨励すること、古川町(十日市)の如くハットボックスの箱を毎戸に配布して花作りを進めていることなどすばらしいことである。(講師中村清次郎氏)

花と緑のふるさとづくり  
青少年が地域づくりに参加する一環として、今年度からふるさと運動を展開することになった。

主な事業は、地域の伝統の継承花と緑のふるさとづくりの推進、地域の豊かな生活環境の醸成を図るなど三本の柱を中心としたものになっている。

来る十月三十一日は午前八時三十分五城目小学校に集合。五城目小学校、馬川分館、富津内地区コミュニティセンターなどに、五城目町連合青年会員により、花と緑の植樹することになった。関係者は時間までにご参集してほしい。

ジフテリア 三種混合の予防  
百日咳 接種実施します  
破傷風

次の日程により実施するので必ず受けてくださるようお知らせします。

一回目(広域体育館内第二体育室)  
五城目、面舘地区  
十月十九日(火) 川崎、笹尾  
馬場目、内川、富津内、大川  
十月二十日(水) 畑沢、川崎  
対象 昭和四十八年十一月一日から昭和四十九年八月三十一日までの間に出生した者。

11月 ごみ収集日

町名	11月				
	1回	2回	3回	4回	5回
希望ヶ丘町	5	11	19	26	
希田ヶ野町	5	11	19	26	
広ヶ野町	5	11	19	26	
今ヶ野町	5	11	19	26	
御蔵池町	5	11	19	26	
小原町	5	11	19	26	
新一番町	6	12	20	27	
古川町	6	12	20	27	
紀久米町	6	12	20	27	
中川町	6	12	20	27	
中館岩城町	6	12	20	27	
築地町	1	7	16	22	
畑新場	1	7	16	22	
新矢場	1	7	16	22	
仲長米	2	9	17	24	
沢米	2	9	17	24	
雀米	2	9	17	24	
沼底	2	9	17	24	
大川一区	4	10	18	25	
二区	4	10	18	25	
三区	4	10	18	25	
四区	4	10	18	25	
富津内	13	29			
内馬場	13	29			
大木村	13	30			
面馬	13	30			

1 廃棄物は、袋、簾、蓋のないものは収集されませんので必ずづつけないように。  
 2 特別重いものや大きさは遠慮願う。  
 3 廃棄物も窓の大きさ、大きさのゴミを捨てない。  
 4 廃棄物収集場所には当日午前8時までに、焼却場休みの時は直接受付しない。

①川等へゴミを捨てない。  
 ②残飯類の水切りは必ず実行する。

登記の際中間省略の場合もある  
 佐藤(重)：農  
 業委員会には  
 ならないが、  
 契約前なので  
 まだかけてお  
 らない。  
 登記の際中間  
 省略でやる場  
 合もある。  
 小林委員：加賀  
 谷の田を公社  
 が買ったのか  
 佐々木委員：理事  
 会ですら  
 常務理事である  
 し、理事長の補  
 佐役が常務である  
 の、この立前か  
 ら加賀谷個人の  
 土地でも、常務  
 理事での契約は  
 いけない。他の  
 理事でやればよい  
 減歩にともなう  
 精算金は  
 小熊委員：減歩  
 緩和の目的だと  
 五反三畝から二  
 反八畝減歩する  
 から減歩による  
 精算金が入って  
 くることになる  
 と思うが、  
 精算金はもらわ  
 ない  
 石井整備課長：  
 減歩緩和は精算  
 金はもらわな  
 いことにしてい  
 る  
 小熊委員：町が  
 寄附することに  
 なるが、その根  
 拠は、  
 石井整備課長：  
 精算事務がある  
 わけだが、減歩  
 緩和に充てる目  
 的なので、精算  
 金の徴収はやら  
 ないと思ってい  
 る。  
 藤田委員：加賀  
 谷所有の土地の  
 値段はどこで決  
 めたか。  
 佐藤企画部長：  
 畑、河川敷は  
 らとして、五高  
 用地買取価格等  
 の実例で価格を  
 つけたと思う。  
 荒川委員：議案  
 第五十二号につ  
 いて、本日まで  
 慎重に討議した  
 ので、採決をし  
 たい。  
 議案の裏付けの  
 取り扱いは違法  
 佐々木委員：議  
 案の裏付けの取  
 り扱いは違法な  
 ので、議案を否  
 決せざるを得な  
 いと思う。取得  
 する契約が無効  
 行為である。  
 分銅委員：議案  
 の提出方法が違  
 反しているため  
 否決すべきであ  
 る。  
 荒川委員：議案  
 第五十二号につ  
 いて、全員否決  
 すること異議  
 を問う。  
 全員：異議なし。  
 荒川委員：それ  
 では否決決定す

出かせぎ互助会は、出かせぎ者  
 が就労先で色々な問題がおきても  
 安心して働ける援護をするため  
 に、昭和四十五年に設立されてい  
 る。  
 秋田県で昨年は会員三千六百七  
 五人の内、病気や事故が七一八  
 件も発生し、六四人の方が尊い命  
 を失っている。このたび制度の改  
 正をして内容を一層充実している  
 改正された内容

●事故員舞金 新旧  
 ・死亡した時 五十万 三十万  
 ・不具腐疾 二十万 十万  
 ・傷病加療休業 六カ月以上 八万 五万  
 ・六カ月未満 六万 三万  
 ・火災 留守宅 八万 五万  
 就労先の寮、宿舎 三万 二万

●費用の負担  
 会費を年一人六百元に改正、た  
 だし、五十一年度限り五百円。  
 昭和五十一年九月三十日以前に

●費用の負担  
 五城目町下町通り商店会  
 代表 栗山順吉、他一名  
 小熊委員：契約書によれば、地目  
 は田となっていたが、田の買取  
 はできなかった。

●果物、タバコ、靴下  
 五城目町民生児童委員  
 婦人部長安東晃子他十八名  
 ●美容奉仕  
 秋田県美容環境衛生同業組合  
 南秋支部長渡部新一他六名  
 ●セイコートランジスター  
 掛時計 一個

●セイトロトランプ  
 五城目町民生児童委員  
 婦人部長安東晃子他十八名  
 ●美容奉仕  
 秋田県美容環境衛生同業組合  
 南秋支部長渡部新一他六名  
 ●セイコートランジスター  
 掛時計 一個

分銅委員：私がかん護士に聞いたら  
 民法百八条では、自己、双方代  
 理とあった。五城目町の場合は  
 自己契約であるから、特別代理  
 人に契約(民法五十七条)しな  
 ければならないというが、  
 収入役は外に根拠があつたら  
 お知らせ願いたい。

登記の際中間省  
 略の場合もある  
 佐藤(重)：農  
 業委員会には  
 ならないが、  
 契約前なので  
 まだかけてお  
 らない。  
 登記の際中間  
 省略でやる場  
 合もある。  
 小林委員：加賀  
 谷の田を公社  
 が買ったのか  
 佐々木委員：理事  
 会ですら  
 常務理事である  
 し、理事長の補  
 佐役が常務である  
 の、この立前か  
 ら加賀谷個人の  
 土地でも、常務  
 理事での契約は  
 いけない。他の  
 理事でやればよい  
 減歩にともなう  
 精算金は  
 小熊委員：減歩  
 緩和の目的だと  
 五反三畝から二  
 反八畝減歩する  
 から減歩による  
 精算金が入って  
 くることになる  
 と思うが、  
 精算金はもらわ  
 ない  
 石井整備課長：  
 減歩緩和は精算  
 金はもらわな  
 いことにしてい  
 る  
 小熊委員：町が  
 寄附することに  
 なるが、その根  
 拠は、  
 石井整備課長：  
 精算事務がある  
 わけだが、減歩  
 緩和に充てる目  
 的なので、精算  
 金の徴収はやら  
 ないと思ってい  
 る。  
 藤田委員：加賀  
 谷所有の土地の  
 値段はどこで決  
 めたか。  
 佐藤企画部長：  
 畑、河川敷は  
 らとして、五高  
 用地買取価格等  
 の実例で価格を  
 つけたと思う。  
 荒川委員：議案  
 第五十二号につ  
 いて、本日まで  
 慎重に討議した  
 ので、採決をし  
 たい。  
 議案の裏付けの  
 取り扱いは違法  
 佐々木委員：議  
 案の裏付けの取  
 り扱いは違法な  
 ので、議案を否  
 決せざるを得な  
 いと思う。取得  
 する契約が無効  
 行為である。  
 分銅委員：議案  
 の提出方法が違  
 反しているため  
 否決すべきであ  
 る。  
 荒川委員：議案  
 第五十二号につ  
 いて、全員否決  
 すること異議  
 を問う。  
 全員：異議なし。  
 荒川委員：それ  
 では否決決定す



出かせぎされる皆さんへ  
 おしらせ

互助会に加入している出かせぎ者  
 に対しては、新旧両制度の選択が  
 認められるが、現在見舞金の給付  
 を受けている者は新制度の適用は  
 できない。  
 たとえば旧制度の会費二百円で  
 加入した会員が、差額三百円を添  
 えて変更登録した場合は新制度の  
 見舞金が支給される。

(五員よりつづき)  
 加藤：そのようであった。理事会  
 で決めることは無理だから協議  
 会の中での言ったこともあった  
 ように思う。

分銅委員：加賀谷さんと公社と交  
 換する土地契約書のほかに、何  
 か約束ことはないか。  
 佐藤重治(公社事務局長)：現況  
 のままでということ、契約以  
 外にはない。ただ南側に水路用  
 地を、北側に道路用地(巾四m  
 )を残すように考えている。

分銅委員 議案の金額九百七十六万  
 三千元となっているが、差額が  
 大きい、助役の説明でよいか。  
 佐藤(重)：利子九・五%×日数  
 分ブルドラーで整地した経費  
 管費でそのようになっている。

本町の場合特別代理人が必要  
 分銅委員：私が弁護士に聞いたら  
 民法百八条では、自己、双方代  
 理とあった。五城目町の場合は  
 自己契約であるから、特別代理  
 人に契約(民法五十七条)しな  
 ければならないというが、  
 収入役は外に根拠があつたら  
 お知らせ願いたい。

石井整備課長：精算事務があるわ  
 けだが、減歩緩和に充てる目的  
 ので、精算金の徴収はやら  
 ないと思ってい  
 る。  
 藤田委員：加賀  
 谷所有の土地の  
 値段はどこで決  
 めたか。  
 佐藤企画部長：  
 畑、河川敷は  
 らとして、五高  
 用地買取価格等  
 の実例で価格を  
 つけたと思う。  
 荒川委員：議案  
 第五十二号につ  
 いて、本日まで  
 慎重に討議した  
 ので、採決をし  
 たい。  
 議案の裏付けの  
 取り扱いは違法  
 佐々木委員：議  
 案の裏付けの取  
 り扱いは違法な  
 ので、議案を否  
 決せざるを得な  
 いと思う。取得  
 する契約が無効  
 行為である。  
 分銅委員：議案  
 の提出方法が違  
 反しているため  
 否決すべきであ  
 る。  
 荒川委員：議案  
 第五十二号につ  
 いて、全員否決  
 すること異議  
 を問う。  
 全員：異議なし。  
 荒川委員：それ  
 では否決決定す